



福祉車両

～ハイエース～

対象者について

- 島田市民で、自力での歩行が困難な（常時車いすを利用されている）方

利用について

- 稼働日時
 - ・平日の8時30分から17時00分まで（ゴールデンウィーク及び12月29日から1月3日までは除く）
 - ・当日返却（早朝・夜間の利用、土・日・祝日の利用についてはご相談ください）
 - ・利用できるのは月2回まで（それ以上利用を希望される際にはご相談ください）
- 利用範囲
病院・施設への送迎、官公庁への行政サービスの申請、福祉団体が主催する行事への参加等の利用（それ以外の利用についてはご相談ください）
- 利用料
無料。利用した距離に応じて、ガソリンを給油して返却していただきます。
- 介助者
介助者（同乗者）が必要となります。

手続きについて

利用については、登録申請とその都度の利用申込みをしていただきます。
車両の空き状況は下記カレンダーで確認できます。
電話で仮予約を受け付けますが、**1週間前までに**利用申込みを窓口にて手続きください。（急なご利用はご相談ください。）

登録申請

初回のみ申請です

- ①登録申請書、誓約書を提出してください。
（後日、島田市から登録許可書が郵送されて登録No.が通知されます。）
- ②車両の操作説明を受けてください。

利用申込

利用の都度、提出します

- ①電話で空き状況を確認し、予約をしてください。
※次のことを職員に伝えてください。
 - ・名前・利用日・利用時間
 - ・利用目的
 - ・運転者
 - ・貸出備品（車いす・ストレッチャー）の利用の有無
- ②窓口で利用申込書に記入し、提出してください。
 - ・緊急連絡先（車に同乗しない方）をご記入いただきますのでご用意ください。

利用当日

- ①鍵と運行記録表のファイルをお渡しします。
- ②ご自分の車は福祉車両と入れ替えて駐車してください。
- ③返却前に給油早見表に従って、給油をしてください。
- ④運行記録表は、必要事項を記入してください。
- ⑤鍵と運行記録表のファイルを窓口に戻却ください。
- ⑥次回予約がありましたら、職員に申し出てください。

事故の場合について

- 自動車損害賠償責任保険および任意保険の限度内において保険を使用できます。
ただし、交通違反等による事故の場合は、利用者負担となる場合があります。
- 使用中に事故が発生した場合は、必要な処置をとり、速やかに連絡をしてください。